

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

平成 3 1 年 (ワ) 第 1 2 5 8 号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原 告 原告 1 外 5 名

被 告 国

第 1 3 準備書面

(社会情勢の更なる変化について)

2 0 2 1 年 (令和 3 年) 9 月 1 7 日

大阪地方裁判所第 1 1 民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 畑 泰次郎

同 寺 野 朱 美

同 三 輪 晃 義

同 山 岸 克 巳

同訴訟復代理人

同 佐 藤 倫 子

同 宮 本 庸 弘

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

第 1	はじめに ----- 本準備書面の目的.....	5
第 2	日本国内における取組み等	5
1	司法	5
(1)	札幌地裁判決	5
(2)	その他	6
2	マスコミ	6
(1)	全国紙	6
(2)	地方紙	6
3	弁護士会等の団体	7
(1)	仙台弁護士会	7
(2)	東京弁護士会	8
(3)	宮崎県弁護士会	8
(4)	沖縄弁護士会	8
(5)	札幌弁護士会	8
(6)	福岡県弁護士会	9
(7)	茨城県弁護士会	9
(8)	長野県弁護士会	9
(9)	熊本県弁護士会	10
(10)	埼玉県弁護士会.....	10
(11)	山口県弁護士会.....	10
(12)	鹿児島県弁護士会.....	10
(13)	愛知県弁護士会.....	11
(14)	東京青年司法書士協議会	11
(15)	日本社会福祉士会及び日本精神保健福祉士協会	12
4	地方自治体における取組み等	12

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(1) パートナーシップ制度の拡がり	12
(2) 世田谷区における新型コロナ遺族手当に関する取組み	15
(3) 茨城県大井川知事の発言	15
(4) 奈良県大和郡山市議会および東京都清瀬市議会の意見書	16
(5) 大阪市・札幌市における取組み	16
(6) まとめ	17
5 行政	17
6 国民の意識の変化	18
(1) 朝日新聞および北海道新聞の電話世論調査	18
(2) NHK放送文化研究所の「ジェンダーに関する世論調査」	19
(3) 河口和也教授らによる「性的マイノリティについての意識：2019年（第 2回）全国調査」報告（東京18）	20
(4) まとめ	20
7 企業等の取組	20
(1) KDDI株式会社	20
(2) 三井住友銀行	21
(3) 在日アメリカ商工会議所（ACCJ）	21
(4) 経済界における意識の変化及び大きな動き	22
9 国会	23
(1) 国会答弁	23
(2) 院内集会の実施	25
(3) 公明党の同性婚検討ワーキングチーム	25
(4) 衆議院第204回国会予算委員会	26
(5) 性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案..	26
(6) 札幌地裁判決直後の政府の対応	28

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(7) 国会の状況についてのまとめ	29
10 学会.....	29
第3 諸外国における取組み	30

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

第 1 はじめに ----- 本準備書面の目的

原告らは、本準備書面において、2020年11月10日付原告ら第6準備書面（以下「原告ら第6準備書面」という。）提出後の事実関係を中心に、国内外の更なる社会情勢の変化について、立証をする。

なお、本準備書面における略語は、新たに定義するものを除き、原告ら提出の従前の書面の例による。

第 2 日本国内における取組み等

1 司法

(1) 札幌地裁判決

既に2021年（令和3年）4月16日付原告ら第9準備書面（以下「原告ら第9準備書面」という。）においても言及しているが、2021年（令和3年）3月17日、札幌地裁において、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定について、「同性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別的取扱いに当たる」のであって、かかる限度で憲法14条1項に違反すると認めた判決が下されている（甲A327）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(2) その他

第 6 準備書面 8 頁および 9 頁において言及した 2019 年 9 月 18 日宇都宮地方裁判所真岡支部の判決 (甲 A 295) に対する 2020 年 3 月 4 日東京高等裁判所の控訴審判決 (甲 A 296) について, 2021 年 (令和 3 年) 3 月 17 日, 最高裁は上告を退け, 元パートナーに対する 110 万円の損害賠償を命じた一, 二審判決が確定した (甲 A 416)。

2 マスコミ

札幌地裁判決後, 新聞・テレビ等の各種メディアは, さっそくこれを取り上げて大きく報道した。

新聞については, 全国紙のみならず地方紙でも大きく取り上げられ, 札幌地裁判決を高く評価し, これを支持する社説が, 複数紙で掲載された。

(1) 全国紙

札幌地裁判決が出た翌日の同月 18 日, 朝日新聞は, 社説において, 札幌地裁判決について「少数者の基本的人権を尊重し, 時代の大きな流れにも沿った判決」と評価し, 「これ以上手をこまぬくのは, 差別に加担し偏見を助長するのと同じだ」と論じた (甲 A 417)。

また, 同日, 毎日新聞は, 社説において, 札幌地裁判決を「人権尊重した画期的判断」と評価し, 「今回の判断は, 時代に即したものだと言える。」と論じている (甲 A 418)。

(2) 地方紙

同じく, 同月 18 日, 東京新聞の社説では, 札幌地裁判決について, 「性的少数者の人権を重んずるのは当然」とし, 「婚姻についても同性愛者の権

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

利保護を明確にしたわけで、司法の役割は果たしたと評価できる。他の地裁で進む同様の裁判にも影響は必至だろう。」と論じた上で、国においては「もはや性的マイノリティーに対する社会意識が大きく変化しているのは明らかだ。性的指向で婚姻まで差別するのは不当だとの司法メッセージを重く受け止めるべきである。」と論じている（甲 A 4 1 9）。

さらに、同月 1 9 日の琉球新報の社説では、札幌地裁判決を「少数者の基本的人権を救済する司法の役割を果たすと同時に、多様性を認め合う社会の流れに沿った画期的な判決だ。」と評価し、「制度的な不平等を放置すれば、少数者への偏見を助長することにもなる。多様化する家族の在り方に合わせた、柔軟な法制度が必要だ。」と論じている（甲 A 4 2 0）。

そのほか、京都新聞（甲 A 4 2 1）、中国新聞（甲 A 4 2 2）、高知新聞（甲 A 4 2 3）なども、同趣旨の社説を掲載している。

3 弁護士会等の団体

（1）仙台弁護士会

2021年（令和3年）2月27日、仙台弁護士会は、「我が国における法制上、戸籍上の同性間での婚姻（同性婚）が認められていないことは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害である」ことから、「政府及び国会に対し、同性間の婚姻を認め、これに関連する法整備を速やかに行うこと」を求める会長声明を発表した（甲 A 4 2 4）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(2) 東京弁護士会

同年 3 月 8 日, 東京弁護士会は, 「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を公表した。この意見書の目的は, 「多様な性的指向及び性自認が個人の尊厳に基づき等しく尊重される社会を実現すべく, 日本国内で同性との婚姻を望む者について, 異性との婚姻と同様の婚姻をすることができるよう民法改正を求めるもの」とされ, その趣旨において「国は, 同性婚を認め, これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」と提言している(甲 A 4 2 5・2 頁)。

(3) 宮崎県弁護士会

同月 2 3 日, 宮崎県弁護士会は, 札幌地裁判決が「同性婚を認めないことについて許されない差別的取り扱いであるとしその違憲性を明確に認めたことは大いに評価でき」とし, これを受けて「国に対し同性婚を認め民法等の関連する法令の改正に速やかに取り組むことを求める」会長声明を公表した(甲 A 4 2 6)。

(4) 沖縄弁護士会

同月 3 0 日, 沖縄弁護士会は, 札幌地裁判決を高く評価し, 「国に対し本判決の異議と重要性を真摯に受け止め, 速やかに, 法律上の性別が同じカップルにも異性婚と等しく婚姻制度を認めるための検討を進めることを求める」会長談話を公表した(甲 A 4 2 7)。

(5) 札幌弁護士会

同年 4 月 1 日, 札幌弁護士会は, 札幌地裁判決について「本判決は, 同性間の婚姻を認めない現行の規定が憲法 1 4 条 1 項で定められた平等原則に反

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

し違憲であるとした、我が国で初めての歴史的判決であるとともに、原告らが受けてきた不利益が差別であり人権侵害であることを正面から認めた画期的判決」であると高く評価し、「国に対し、本判決を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消するべく、同性間の婚姻を認める立法に直ちに着手することを強く求め」る会長声明を発出した(甲 A 4 2 8)。

(6) 福岡県弁護士会

同月 28 日、福岡県弁護士会は、札幌地裁判決について「マイノリティであるがゆえに立法の過程で実現することが困難な権利が問題となる本件につき、違憲判断を行い、人権の最後の砦としての司法の役割を正しく果たした点で、高く評価すべきものである」とし、「政府及び国会に対し、本判決を真摯に受け止め、同性間の婚姻制度を直ちに整備すること」を求める会長声明を発表した(甲 A 4 2 9)。

(7) 茨城県弁護士会

同月 30 日、茨城県弁護士会は、札幌地裁判決を高く評価し、「国会に対し、民法等関連法令を速やかに改正して同性婚を認める立法を求める」会長声明を発出した(甲 A 4 3 0)。

(8) 長野県弁護士会

同日、長野県弁護士会は、74 回目の憲法記念日に寄せる会長談話の中で、札幌地裁判決について「人は個人として等しく尊重されるべきこと、そして少数者保護、法の下での平等といった憲法の理念が、本件において正しく機能した」と高く評価した(甲 A 4 3 1)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(9) 熊本県弁護士会

同年 5 月 2 5 日, 熊本県弁護士会は, 札幌地裁判決を受けて, 「国に対し, 本判決を真摯に受け止め, 重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消するべく, 法令上の性別が同じ者の婚姻が可能となるよう法律改正に直ちに着手することを強く求める」会長声明を発出した (甲 A 4 3 2) 。

(1 0) 埼玉県弁護士会

同月 2 6 日, 埼玉県弁護士会は, 札幌地裁判決について「法律上同性同士の婚姻ができないことは, 同性愛者に対する不当な差別であるとした点において, 画期的であり, かつ, 人権の最後の砦としての司法権の役割を全うしたものであるとして高く評価できる。」とした上で, 「国に対し, 本判決の内容及び『結婚の自由をすべての人に』訴訟の原告らの声を真摯に受け止め, 法律上同性同士でも婚姻ができるように, 民法及び戸籍法を速やかに改正することを求める」会長声明を発出した (甲 A 4 3 3) 。

(1 1) 山口県弁護士会

同月 3 1 日, 山口県弁護士会は, 札幌地裁判決を受けて, 国に対して「本判決の認定を真摯に受け止めて違憲と評価された現在の状態を速やかに解消するべく, 民法・戸籍法等の婚姻等に関する諸規定の改正に速やかに着手することを強く求める」会長声明を発出した (甲 A 4 3 4) 。

(1 2) 鹿児島県弁護士会

同年 5 月 3 1 日, 鹿児島県弁護士会は, 札幌地裁判決について「同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の規定が違憲であると判示したはじめての判

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

決」と高く評価し、「同性カップルが婚姻できる法整備がされない以上、『同性カップルは異性カップルと同等の保護に値しない異質な存在である』というメッセージを国が国民に対して送っているも同然であり、同性カップルに対する差別に他ならない。」と述べた上で、「国会及び政府に対し、札幌地裁違憲判決を真摯に受け止め、すべての人が平等に婚姻できるような法整備等を速やかに行うことを強く求める」会長声明を発出した（甲 A 4 3 5）。

（1 3）愛知県弁護士会

同年 6 月 2 2 日、愛知県弁護士会は、札幌地裁判決を受けて、「同性愛者を含む性的少数者については、差別や偏見の解消のため、同一の婚姻制度を婚姻当事者の性別に関わりなく利用できることこそが重要である」と述べた上で、「国に対し、本判決を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消すべく、同性間の婚姻を可能とする立法（法改正）に直ちに着手することを強く求める」会長声明を発出した（甲 A 4 3 6）。

（1 4）東京青年司法書士協議会

同年 3 月 1 9 日、東京青年司法書士協議会は、札幌地裁判決について、「札幌地裁の違憲判断について歓迎する」としたうえで、「今後、名古屋、大阪、福岡、東京と同性婚訴訟について訴訟期日が進むが、札幌地裁の判断が各地裁においても尊重されるよう求めるとともに、国に対しては、早急に同性婚の法制化をするよう強く求める」会長声明を発出した（甲 A 4 3 7）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(15) 日本社会福祉士会及び日本精神保健福祉士協会

同月 25 日, 公益社団法人日本社会福祉士会と, 公益社団法人日本精神保健福祉士協会は, 共同で, 「すべての人々を, 出自, 人種, 民族, 国籍, 性別, 性自認, 性的指向, 年齢, 身体的精神的状況, 宗教的文化的背景, 社会的地位, 経済状況などの違いにかかわらず, かけがえのない存在として尊重することを宣言し」ている立場から, 札幌地裁判決が「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価」する旨の見解を公表した(甲 A 4 3 8)。

4 地方自治体における取組み等

(1) パートナーシップ制度の拡がり

原告ら第 6 準備書面提出後, 以下の地域について, 新たにパートナーシップ制度が導入・施行されている(ただし, 三重県いなべ市は 2020 年(令和 2 年)5 月開始)。

全国各自治体でのパートナーシップ制度申請件数は, 2021 年(令和 3 年)6 月 30 日時点で, 2018 組であり, 導入自治体の人口カバー率は 37.8%となっている(甲 A 4 3 9)。

このうち, 兵庫県明石市, 東京都足立区, 愛知県豊田市, 埼玉県入間市および徳島県三好市では, 「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が導入され, 2 者のパートナーシップのみならず, 家族として暮らしている子ども(未成年者)との関係も合わせて証明する制度が始まった(甲 A 4 5 0, 4 6 2, 4 8 7, 4 9 0, 4 9 4)。また, 同様の取組は, すでにパートナーシップ制度を導入している福岡県古賀市および徳島県徳島市においても新たに開始された(甲 A 4 9 5, 4 9 6)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

三重県いなべ市 (甲 A 4 4 0)

東京都国分寺市 (甲 A 4 4 1)

埼玉県鴻巣市 (甲 A 4 4 2)

青森県弘前市 (甲 A 4 4 3)

群馬県 (甲 A 4 4 4)

群馬県渋川市 (甲 A 4 4 5)

神奈川県三浦市 (甲 A 4 4 6)

徳島県吉野川市 (甲 A 4 4 7)

広島市 (甲 A 4 4 8)

香川県東かがわ市 (甲 A 4 4 9)

兵庫県明石市 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 5 0)

埼玉県桶川市 (甲 A 4 5 1)

高知市 (甲 A 4 5 2)

埼玉県伊奈町 (甲 A 4 5 3)

京都府亀岡市 (甲 A 4 5 4)

埼玉県上尾市 (甲 A 4 5 5)

群馬県安中市 (甲 A 4 5 6)

埼玉県越谷市 (甲 A 4 5 7)

埼玉県入間郡三芳町 (甲 A 4 5 8)

埼玉県本庄市 (甲 A 4 5 9)

埼玉県行田市 (甲 A 4 6 0)

東京都国立市 (甲 A 4 6 1)

東京都足立区 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 6 2)

神奈川県大和市 (甲 A 4 6 3)

神奈川県茅ヶ崎市 (甲 A 4 6 4)

神奈川県藤沢市 (甲 A 4 6 5)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

長野県松本市 (甲 A 4 6 6)

静岡県富士市 (甲 A 4 6 7)

愛知県豊橋市 (甲 A 4 6 8)

奈良県生駒市 (甲 A 4 6 9)

奈良県天理市 (甲 A 4 7 0)

兵庫県西宮市 (甲 A 4 7 1)

兵庫県猪名川町 (甲 A 4 7 2)

香川県小豆郡土庄町 (甲 A 4 7 3)

香川県小豆郡小豆島町 (甲 A 4 7 4)

香川県仲多度郡多度津町 (甲 A 4 7 5)

徳島県北島町 (甲 A 4 7 6)

大分県臼杵市 (甲 A 4 7 7)

宮崎県日南市 (甲 A 4 7 8)

鹿児島県指宿市 (甲 A 4 7 9)

宮崎県延岡市 (甲 A 4 8 0)

千葉県浦安市 (甲 A 4 8 1)

京都府長岡京市 (甲 A 4 8 2)

埼玉県東松山市 (甲 A 4 8 3)

神奈川県大井町 (甲 A 4 8 4)

神奈川県南足柄市 (甲 A 4 8 5)

石川県金沢市 (甲 A 4 8 6)

愛知県豊田市 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 8 7)

佐賀県 (甲 A 4 8 8)

三重県 (甲 A 4 8 9)

埼玉県入間市 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 9 0)

栃木県日光市 (甲 A 4 9 1)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第9回期日(20210924)提出の書面です。

宮崎県新富町 (甲 A 4 9 2)

山口県宇部市 (甲 A 4 9 3)

徳島県三好市 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 9 4)

(2) 世田谷区における新型コロナ遺族手当に関する取組み

第6準備書面6頁で述べたとおり、東京都世田谷区においては、新型コロナウイルスに対応した国民健康保険の特例措置をめぐり、被保険者が死亡した場合に遺族に支給される傷病手当金を、同性パートナーにも支給するとされていたが、実際に世田谷区は、2021年(令和3年)2月より、新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡した場合に遺族が手当を受け取れることができる国民健康保険の特例措置について、同性パートナーの遺族も対象とする独自の制度を開始した(甲 A 4 9 7)。

(3) 茨城県大井川知事の発言

茨城県は2019年(令和元年)7月1日に都道府県レベルでは初めてパートナーシップ制度を導入した県であるが(第6準備書面3頁参照。甲 A 2 4 0 の 1, 同 2), 同県の大井川知事は、2020年(令和2年)6月の共同通信のインタビューに答え、同性婚の実現を明確に認めるべきだとして賛成する意向を表明した。

パートナーシップ制度の都道府県レベルでの初めての実現を主導したのも同知事であるが、上記インタビューでは、「地方から動かないと、なかなか国が動く状況ではない」として地方でLGBT支援策を広げることで国での議論が進むことを望むとする意見を述べている(甲 A 4 9 8)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(4) 奈良県大和郡山市議会および東京都清瀬市議会の意見書

第 6 準備書面 6 ～ 7 頁で言及した京都府長岡京市議会の意見書に続き、奈良県大和郡山市議会においても、2020 年（令和 2 年）12 月 16 日、同性婚の法制化に関する議論の促進を政府などに求める意見書が可決され、衆参議院議長、総理大臣、法務大臣に提出された（甲 A 4 9 9）。

また、同日、東京都清瀬市議会においても、同姓カップルにも異性カップルと同等の権利が保障されるよう、同性婚を認め、民法改正をはじめとする必要な法整備を行うことを求める意見書が可決され、衆参議院議長、総理大臣、法務大臣、男女共同参画担当大臣に提出された（甲 A 5 0 0）。

(5) 大阪市・札幌市における取組み

大阪市と札幌市は、2020 年（令和 2 年）、犯罪被害に遭った人やその家族に現金給付や助成をするための制度において、同性パートナーが被害にあった場合にも適用する制度を開始した（大阪市につき同年 4 月 1 日施行、札幌市につき同年 8 月 1 日施行（ただし同年 4 月 1 日以降行われた犯罪行為による犯罪被害者等について適用）。甲 A 5 0 1，甲 A 5 0 2）。

犯罪被害者等給付金支給法に関しては、同性パートナーが同法 5 条 1 項 1 号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するかどうかで現在争われているところ（同事件の第一審判決・名古屋地方裁判所令和 2 年 6 月 4 日判決はこれを認めなかったが、この判決に対しては原告側が現在控訴中とのことである。）、上記両自治体は独自の制度を設けることによって国よりも積極的な被害者保護に対応しようとしたものであり、これは、同性パートナーが異性間の配偶者間の関係と何ら異なる実態を有するものであるという認識を背景とした施策に他ならない（なお、札幌市の担当者は、同制度の導入に関して毎日新聞のインタビュー

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

に答え、「被害に遭った苦しみや困難は、同性でも異性でも同じだから」と説明をしている。甲 A 5 0 3)。

(6) まとめ

以上のように、現状、同性間の婚姻制度の不存在に対し、地方自治体レベルで人権擁護のための施策が様々に取られている中で、国レベルでの対応の遅さ、不十分さが際立つ状況となっているのである。

なお、共同通信の調査によると、パートナーシップ制度を導入し又は導入を予定している 84 市区町のうち、59%の 51 自治体が現行の性的少数者に対する国内制度が不十分と考えているとの報道がなされている(甲 A 5 0 4)。現状は、同記事にも専門家の指摘として記載のあるとおり、「自治体が頑張っており、国の取り組みが圧倒的に足りない」状況にある。

こうした中、日本最大の地方自治体である東京都につき、小池百合子都知事が都議会の代表質問に答えて、パートナーシップ制度の導入を検討する考えを明らかにしたと報道された(甲 A 5 0 5)。小池知事は、この際、「社会情勢は大きく変化しており、国民の理解は広がっている」と指摘したとのことである。

これら自治体の努力を等閑視し、性的少数者保護の必要性から目を背け続ける国の不作為がもはや許容し得ないものであることは明らかであろう。

5 行政

厚生労働省は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に令和元年度「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」の作成を委託し、これが 2020 年(令和 2 年)5 月 8 日に発表された。

同報告書は、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査し、企業

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

での取組や政策の検討に役立てることを目的とするものである（甲 5 0 6 ・ 1 頁）。

同報告書では、様々な団体に対するアンケート調査結果が報告されているところ、企業・職場において考えられる施策として、例えば経団連や連合が、配偶者に適用される福利厚生を同性パートナーにも適用するような施策が考えられることを回答している（甲 5 0 6 ・ 2 4 頁）。

一方で、企業に対するアンケートへの回答結果から、同性パートナーに対して慶弔休暇を適用している企業は、全体では 1 6 . 1 %、従業員 1 0 0 0 人以上の企業では 2 1 . 8 %に及んでおり、また、同様に家族手当を適用している企業は、全体では 8 . 7 %、1 0 0 0 人以上の企業では 1 3 . 4 %に及んでいることが明らかとされた（甲 5 0 6 ・ 2 2 7 頁）。なお、同事業報告に関しては、調査結果に基づき、委託先の三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」も発行されており、ここでは、各企業における取組の実態が具体的に説明されている（甲 A 5 0 7）。

このように、企業内において労働者の同性パートナーを異性パートナーと等しく取り扱うことについては、社会一般の理解を得られているというレベルを超えて、企業における取組みとして積極的に要請されるステージに入っているといえることができる。

6 国民の意識の変化

（1）朝日新聞および北海道新聞の電話世論調査

札幌地裁判決直後の 2 0 2 1 年（令和 3 年）3 月 2 0 日、2 1 日に朝日新聞が実施した電話世論調査によれば、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」との質問に対し、「認めるべきだ」との回答は

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

65%に上り、「認めるべきでない」との回答の22%を大幅に上回った(甲A508)。なお、年代別に見ると、中年層・高齢者層を含むいずれの年代においても同性婚を認めるべきとする意見が増加しており、60代以下ではすべての年代で同性婚を認めるべきとする意見が過半数を大幅に上回っている(甲A509)。

また、同年4月16～18日に北海道新聞社が行った世論調査では、同性間の婚姻を法律で認めるべきとする意見が70%を占め、認めるべきではないとする意見(21%)を大きく上回る結果となった(甲A510)。

(2) NHK放送文化研究所の「ジェンダーに関する世論調査」

2021年(令和3年)6月28日、NHK放送文化研究所は、「ジェンダーに関する世論調査」の結果を発表した。この調査結果は、全国18歳以上の2890人を対象に、札幌地裁判決直後の2021年(令和3年)3月26日～28日にかけて電話法で調査し、1508人より回答を得たものを集計した結果である(甲A511)。

この調査では、「日本の婚姻制度では、結婚は男女の間に限られています。男性どうし、女性どうしの結婚も認めるべきだという意見があります。こうした意見について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対して、「賛成」「どちらかといえば、賛成」が56.7%と「反対」「どちらかといえば、反対」の36.6%を上回っている。「賛成」とした理由については、「誰にでも平等に結婚する権利があるから」という回答が75.6%と最多だった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(3) 河口和也教授らによる「性的マイノリティについての意識：2019年(第2回)全国調査」報告

広島修道大学の河口和也教授らによる「性的マイノリティについての意識：2019年(第2回)全国調査」報告が、2020年(令和2年)11月29日に行われた(甲A512)。

これによると、同性間の婚姻制度の導入に賛成する人は全体で64.8%に上り(前回の2015年調査より13.6%の増加。甲A512・30頁)、中でも20～30代の賛成率は8割を超えること、40～50代の賛成率の2015年調査からの伸びは19%と、特に大幅な増加を見せていること(甲A512・3頁)が明らかとなっている。

現時点においては、およそ3分の2に相当する数の日本国民が同性間の婚姻制度に賛成をしているということができよう。

(4) まとめ

このように、この数年で、日本国内で広くセクシャル・マイノリティについての知識が浸透し、同性婚に対する賛成の意見が高まっていることは明らかである。

7 企業等の取組

(1) KDDI株式会社

KDDI株式会社は、多様性を尊重しLGBT当事者が生き生きと働くことができる環境を整備するため、会社が認めた同性パートナーの子を社内制度上「家族」として扱う「ファミリーシップ申請」を2020年(令和2年)6月1日より開始した(甲A513)。KDDI株式会社によるファミ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

リーシップ申請制度は、法律上は、いまだ親権を持つことが許されない、同性パートナーとの子についても、育児休暇や子の看護休暇・出産祝い金などの社内制度の適用対象とするものである。

同社によると、これは上記の厚生労働省による「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」(甲 A 5 0 6)における「福利厚生」に該当する取組みとのことである。

(2) 三井住友銀行

株式会社三井住友銀行は、2020年(令和2年)2月27日、住宅ローンの連帯債務型借入における配偶者の定義に、「事実婚の方々」のほか「同性パートナーの方々」を含める対応を開始した(甲 A 5 1 4)。

上記サービスについては、自治体の発行する同性パートナーシップ証明書またはこれに類する証明書を提出することにより利用が可能となるとのことである。

なお、上記のような連帯債務型借入を同性カップルが利用できるとする対応は、ほかに千葉銀行も行っている。また、みずほ銀行、琉球銀行、三井住友信託銀行、横浜銀行、東日本銀行なども、住宅ローンに関する配偶者の定義を同性カップルにも拡大する取組みを実施している(甲 A 5 1 5)。

(3) 在日アメリカ商工会議所 (A C C J)

2018年(平成30年)9月19日の在日アメリカ商工会議所(A C C J)による日本政府に対する同性カップルへの婚姻の権利を認めるための提言(甲 A 1 1 2)については、日本国内における同性間の婚姻の法制化が実現しないためにその後もアップデートが続けられ、現在の最新版の有効期限は、2021年(令和3年)9月までとされている(甲 A 5 1 6)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(4) 経済界における意識の変化及び大きな動き

ア 同性婚の法制化がもたらす経済効果

世界をリードするグローバル企業で構成される団体である「Open for Business」が、セクシュアル・マイノリティに関する法制度の整備の有無及び程度を含む各国の様々なデータに基づき、婚姻の平等（同性婚の法制化）がもたらす日本社会や企業への経済的インパクトに関する英文レポートを作成した。同レポートの日本語解説版によると、同性婚の法制化は、以下の経済効果に繋がる（甲 A 5 1 7）。

すなわち、同性婚の法制化は、日本がとても開かれた社会であるというメッセージを世界に向けて発信することを意味し、企業人材戦略への好影響に繋がる。また、同性婚の法制化に象徴される L G B T などのセクシュアル・マイノリティをインクルーズする施策は、これからますます人口が減少していく日本社会において、G D P 経済成長への好影響にも繋がる。さらに、同性婚の法制化は、これまで日本の企業が独自に行ってきた福利厚生などの事務的な負担を軽減することにも繋がり、企業業績への好影響にも繋がるのである。

イ 同性婚に賛同する企業等

2020年（令和2年）11月18日、同性婚の実現に賛同する企業を可視化するキャンペーン「Business for Marriage Equality」が発足した。日本を代表する企業である、パナソニック株式会社、日本コカコーラ社など46社が同キャンペーンへの賛同を明らかにした（甲 A 5 1 8）。

また、「Business for Marriage Equality」と、在日アメリカ商工会議所（ACCJ）による「日本で婚姻の平等を確立することにより人材の採用・維持の支援を」（甲 A 1 1 2）に賛同する企業

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

及び団体は、2021年(令和3年)9月16日時点で合計179にも上り(甲A519), 多数の企業が同性婚に賛同している。

9 国会

(1) 国会答弁

2021年(令和3年)2月25日, 衆議院予算委員会第三分科会において, 尾辻かな子衆議院委員より野党提出に係るいわゆる婚姻平等法案に関連して質問がなされている(甲A520)。

ア まず衆議院法制局に対して, 上記法案の立案に当たって憲法は同性婚を禁止していないとの解釈を採用したものと理解してよいかという質問がなされた。

これについては, 斎藤法制局参事より回答があり, 日本国憲法は, 同性婚を法制化することを禁止していないとの考え方は十分に成り立ち得, 更にこれを前提として, 憲法13条や14条等の他の憲法条項を根拠として同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考え方も, 十分に成り立ち得るとの回答が行われている。

イ 次に国会図書館に対して, 標準的な憲法の教科書(高橋和之著「立憲主義と日本国憲法」有斐閣)において, 第5版の出版までの間に, 同性婚に関する記述がどのように変化してきたのかについて質問がなされた。

これについては, 寺倉国立国会図書館専門調査員より回答があり, 上記同書の2010年(平成22年)刊行の第2版までは憲法24条は同性間の結婚まではカバーしていないというのが「通説である」としていたものの, 2020年(令和2年)の最新第5版では, 同じ個所において, 「通説であった」と, 過去形の表現に改訂されているとの回答が行われている(この点については後記10参照)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

ウ また、衆議院の憲法審査会事務局に対しては、諸外国特に G 7 の各国において同性婚を異性婚と同じように法律上保障している国がどの程度あるのかについて質問がなされた。

これについては、神崎参事より、日本以外の G 7 諸国においては、いずれも何らかの形で法的保護が図られているとの回答が行われている（つまり、現状主要 7 先進国（G 7）において同性間の婚姻に何らの法的保障を与えていないのは、唯一日本だけということになる。）。

エ 更に、内閣法制局に対して、憲法は同性婚の法制度化について禁止していると考えているのか、それとも想定していないから立法府の政策判断に任されていると考えているのかについて質問がなされた。

これについては、木村政府参考人より、憲法において想定されていないという以上のことについては検討したことがない、憲法 24 条 1 項は両性という言葉を使っている、といったごく形式的な回答がなされている。

オ 最後に、上川法務大臣に対して、同性婚の法制化に向けて議論を始めたか法制審に対して諮問する必要があるのではないかと質問がなされた。

これについては、同大臣より、政府としては現時点において同性婚の導入を検討していないことから具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否かの検討もしていない、よって憲法が同性婚を禁止しているか否かについても答えることができないという回答がなされている。

その上で、尾辻議員より本訴訟についての言及があり、原告の一人であった原告佐藤が亡くなったことが述べられ、これに関し、同性カップルについて夫婦になれないがゆえにいろいろな不利益が起こっていることについてどう思うかと質問がなされた。上川大臣からは、「本当にそうした思いにしっかりと寄せていくということが非常に大事だというふうに改めて思う次第でございます」との言があった上ではあるが、同性婚を認めるかどうかについては「極めて慎重な検討を要する」という相変わらずの後ろ向きな回答が

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

なされている。

かかる法務大臣の回答は、約 2 年前の 2019 年（平成 31 年）2 月 14 日の衆議院予算委員会における尾辻議員による同趣旨の質問に対する、当時の菅内閣官房長官及び山下法務大臣からの回答（いずれも「極めて慎重な検討を要する」というもの。甲 A 3 1 9）と文字通り全く同じものであって、このことから、同性間の婚姻制度の法制化について、政府がこの 2 年間、社会の動きから目を背け、何らの検討もしてこなかったことが容易に見て取れるのである。

（2）院内集会の実施

札幌地裁判決を受けて、2021 年（令和 3 年）3 月 25 日、同性婚の法制化を求める院内集会「第 3 回マリフォー国会」が開催された（甲 A 5 2 1, 5 2 2）。

同院内集会には、憲法学者である木村草太氏（東京都立大学法学部教授）も参加し、札幌地裁判決の分析を発表した。

第 3 回マリフォー国会に参加した国会議員は 40 名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は 17 名であった。

また、その他、同院内集会にメッセージを寄せた議員は 44 名であり、その中には、小倉將信議員、國場幸之助議員、藤丸敏議員、平将明議員など、与党である自由民主党の議員も含まれていた。

（3）公明党の同性婚検討ワーキングチーム

公明党は、同月 23 日、「同性婚検討ワーキングチーム」を設置し、同月 24 日には初会合を開催し、第 1 審判決について衆議院法制局からのヒアリングを実施した（甲 A 5 2 3）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(4) 衆議院第 204 回国会予算委員会

2021 年(令和 3 年)5 月 10 日, 衆議院の予算委員会において, 自民党の L G B T 特命委員会事務局長である橋本岳議員が, 「どのような性的指向を持つ方であっても, どのような性自認を持つ方であっても, この憲法第十四条の法の下での平等, あるいは差別をされないという対象にあるのだ, 含まれているのだというふうに考えております。この点について, 政府としての見解をお尋ねをいたします。」と質問したところ, 坂本内閣大臣は, 「憲法第十四条の趣旨に照らしましても, 性的指向, 性自認を理由といたします不当な差別や偏見は決してあってはならないというふうに認識をしております。政府といたしましては, このような認識の下, 多様性が尊重され, そしてお互いの人権や尊厳を大切に, 生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けて, しっかりと取り組んでまいります。」と答弁した(甲 A 524)。

(5) 性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

自民党は, 2016 年(平成 28 年)5 月に概要を取りまとめた「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」について, 2020 年(令和 2 年)6 月に「性的指向・性自認に関する特命委員会」において条文化を進めるための要綱を了承し, 法案の成立に向けた作業を進めてきた。

なお, 上記法案に対しては, 2016 年 5 月(平成 28 年)に立憲民主党など野党 6 党・会派から「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が提出(2018 年 12 月に再提出)されるなどして

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

おり、野党側では、「理解の増進」では足りず「差別の解消」までを一貫して求めてきている。

こうした中、延期後の 2020 年東京オリンピックの開催予定時期を間近に控えて、自民党においても上記「理解増進法案」の成立のための最終的な調整作業を進めてきたが¹、2021 年(令和 3 年)5 月 10 日に開かれた超党派での協議では、立憲民主党などの野党が、自民党がまとめた「理解増進法案」(国や地方自治体、学校や企業等に対して理解増進のための施策を努力義務として求めるもの)に対する再修正案を提出し、同法案に、性的指向や性自認を理由とする差別を禁止すること等を盛り込むよう求めた。

同与野党協議を踏まえて、同月 14 日の L G B T に関する課題を考える議員連盟において、同法案に関する与野党の協議結果に基づく合意案として、法案中に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」との明記がなされることとなり、自民党の党内手続きを経て国会提出の運びとなったところ、同月 20 日の党内会議において上記与野党合意案に対し自民党内保守派議員からの強い反発があり、法案提出が暗礁に乗り上げた(甲 A 5 2 5)。

これに対しては、鬼丸かおる元最高裁判事ら 23 名の弁護士が呼びかけ人となり、濱田邦夫元最高裁判事を含む弁護士 1207 名、法学者 79 名が賛同者となった「L G B T 法案の今国会提出を求める、弁護士・法学者緊急声明」が自民党党本部に提出されるなどしたもの(甲 A 5 2 6)、結局、第 204 回通常国会での同法案の成立は見送りとなった(甲 A 5 2 7)。

¹ オリンピック憲章では、「オリンピズムの根本原則」において、すべての個人はいかなる種類の差別も受けることがないこと(第 4 項)、また同憲章の定める権利及び自由は性的指向などの理由によるいかなる種類の差別も受けることなく確実に享受されなければならないことを定めている(第 6 項)。また、東京オリンピックの「基本コンセプト」の一つは、「多様性と調和」であり、「性的指向…などあらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うこと」とであると説明されている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

上記 5 月 20 日の党内会議においては、自民党議員から、「道徳的に L G B T は認められない」、「人間は生物学上、種の保存をしなければならず、L G B T はそれに背くもの」との発言があったことも報道されている（甲 A 525, 528）。

2016 年（平成 28 年）5 月に自民党において「理解増進法」の概要が取りまとめられてから現在に至るまで 5 年もの年月が経ったものの、セクシュアル・マイノリティについての理解が最も進んでいないのは当の与党自民党自身であったことが、上記報道により図らずも明らかになったところである。

（6）札幌地裁判決直後の政府の対応

2021 年（令和 3 年）3 月 17 日、札幌地裁判決直後の記者会見において、加藤勝信官房長官は、「政府としては、婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものとは考えていない。」と話し、同性婚に関する法整備の必要性については、他の裁判所に係属中の同種訴訟における判断を注視すると述べるにとどまった（甲 A 529, 530）。

また、同日、自民党の下村博文政調会長は、記者会見において、セクシュアル・マイノリティへの理解なしに同性婚などを導入すれば「社会の混乱につながる」というのが党の考え方であると説明した（甲 A 530）。

このように、札幌地裁判決を受けても、政府および自民党は同性婚に関する法整備への対応には消極的な姿勢を示し、同性婚を可能にするような民事法制の企画立案を怠り続けている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

(7) 国会の状況についてのまとめ

このように、与党も含め、同性婚の法制化への賛成を表明する国会議員は増えているものの、同性婚を可能とする法案が審議されることはなく、国会議員は長期にわたって立法措置を懈怠している。

10 学会

憲法学界においても、憲法 24 条の解釈については、研究者たちが研究を重ねることによって、より議論が深化している。

すなわち、上述したように、高橋和之教授の著書において、かつて憲法 24 条は同性間の結婚まではカバーしていないというのが「通説である」としていたものの、2020年(令和2年)の最新第5版では、同じ個所において、「通説であった」と改められたのと同様に、憲法 24 条に関する研究の第一人者といってもよい辻村みよ子教授も、2021年(令和3年)5月3日付日本経済新聞記事においてインタビューに答え、「(憲法 24 条 1 項の)『両性』は男女の夫妻に限らないというのが今では多数説となっている」と述べている(甲 A 5 3 1)。

憲法 24 条については、本訴訟を含む各地地裁での「結婚の自由をすべての人に訴訟」の提起及び進展をも契機として、学界内部でも議論がされるようになった。

例えば、最近出版された渋谷秀樹著「憲法を読み解く」有斐閣(初版第1刷)では、憲法 24 条 1 項の解説箇所において、「婚姻」の意味につき、札幌地裁判決を引用しつつ、「確かにこのような共同生活を男女が営むケースが多数派でしょう。しかし『真摯な意思をもって』このような共同生活を営もうとする同性カップルが現に存在します。それを多数派が否定するのは個人の尊重に反するでしょう」と論じられている(甲 A 5 3 2。被告提出に係

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)第 9 回期日(20210924)提出の書面です。

る乙 1 3 の出版時点以降において、実質的には改説がされたとみてよいであろう。) 。

このように、現在の憲法学説上、(憲法 2 4 条 1 項の)「両性」を男女に限るとする解釈はもはや多数説とは呼べなくなっており、更に進んで、憲法によって同性間の婚姻制度が要請されているとする有力説が提唱されている状況にある。

第 3 諸外国における取組み

コスタリカ共和国においては、2018 年(平成 30 年)1 月 10 日に、米州人権裁判所において同性間の婚姻を社会的に認めるべきとの判決が下されたことを受けて同性婚制度の導入が進められてきたが、2020 年(令和 2 年)5 月 26 日をもって、同性間の婚姻が制度的に可能となった(甲 A 5 3 3)。

また、スイス下院では、2020 年(令和 2 年)1 2 月 1 8 日に同性間の婚姻を合法化し、トランスジェンダーの人が役所で表明することで自らの法的なジェンダーを変更することを認める法案を賛成多数で可決した(上院はすでに通過)。2021 年(令和 3 年)9 月 2 6 日に国民投票が実施されるものの、世論調査では 8 割以上の国民が同性婚に賛成していることから、法律は施行される見込みであるとの報道がなされている(甲 A 5 3 4)。なお、世界で同性婚を合法化した国はスイスを加えると 3 0 か国となった。

以上